

平成 28 年度 カップルアニバーサリーツーリズム拡大事業
情報発信ツール制作 国内・海外パンフレット増刷及び一部改訂業務
一般競争入札募集要綱

1 件名

平成 28 年度 カップルアニバーサリーツーリズム拡大事業 情報発信ツール制作 国内・海外パンフレット増刷及び一部改訂業務

2 趣旨

この要綱は、沖縄県の委託を受け、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー(以下「OCVB」)が実施する「平成 28 年度 カップルアニバーサリーツーリズム拡大事業 情報発信ツール制作 国内・海外パンフレット増刷及び一部改訂業務」について、一般競争入札にて委託業者を決定するための必要な事項を定めるものとする。

3 委託内容

委託業務内容については、別紙「委託業務仕様書」のとおりとする。

4 委託期間

委託期間は契約締結の日から平成 29 年 3 月 10 日(金)までとする。

5 入札参加資格

本業務の競争入札参加資格は、次の要件を全て満たす企業又は団体とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 団体役員に次のいずれかに該当するものが含まれていないこと。
 - ① 破産者で復権を得ない者。
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者。(以下「暴力団の構成員等」と略記)
- (3) 暴力団の構成員等の統制の下にない団体。
- (4) 沖縄県内に本社、支社又は営業所等を有し、自社内で本業務(編集、印刷※4 色刷りのオフセット印刷機があること)が実施できること。
- (5) 過去に官公庁及び関係団体から受託した同様の事業内容の実績(沖縄県財務規則第 100 条第 2 項第 3 号)を有すること。
- (6) 本事業を運営するにあたっては、必要に応じて事務局と速やかに連携を行うなど、事業を円滑に履行することができる体制が整備されていること。

6 入札参加の申込みについて

入札参加希望者は下記期日までに入札参加申込書(様式1)に必要事項を記載し、原本を郵送又は持ち込みにてOCVBへ提出しなければならない。

提出期限:平成28年12月5日(月) 12時00分まで

提出先:国内事業部 国内プロモーション課

担当者:前田・西村・大工廻 宛

※提出期限を過ぎてからの参加申込は認めない。

7 入札日

平成28年12月6日(火) 15時30分開始とする。

8 入札における提出書類

提出書類は入札書(様式3)とする。

※入札者印は代表印(丸印・角印等)又は代理人として委任を受けた者の印のみ有効とする。

9 入札方法

入札はOCVBが指定する入札日に所定の入札書を入札箱に投函しなければならない。

- (1)入札開始時間までに受付又は入室しない場合は、参加する意思がないものとみなす。
- (2)再入札を想定し、入札書は最低でも4枚(予備含む)準備し持参すること。
- (3)入札金額は算用数字を用いて正確に、かつ丁寧に記入すること。
- (4)二重書きの数字、訂正した数字、その他判読の紛らわしい数字、鉛筆による記載は無効とする。
- (5)金額の頭には¥マークを記入すること。
- (6)記名、押印は対象の箇所に正確に行うこと。
- (7)代理の者が入札する場合は、必ず委任状(様式4)を提出すること。
- (8)代理人は、委任状(代表者印 押印)と代理人本人の印鑑(丸印)を持参すること。
- (9)代理人は、委任状の原本を入札開始時間までにOCVBへ提出(持込み)しなければならない。FAX、電子メールでの提出は一切受け付けない。
- (10)入札への参加を辞退する場合は、入札辞退届(様式5)に記入の上、入札執行前に担当者に直接持参するか又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る)すること。
- (11)入札を無断で辞退することがないように十分留意すること。

10 入札場所

沖縄産業支援センター2階 203-2号室

11 入札保証金及び契約保証金

免除

12 入札書記載金額について

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

13 落札者の決定について

- (1) 有効な入札書を提出したものであって、沖縄県財務規則の規定に準じて作成された予定価格の制限範囲内かつ最低制限価格以上の最低落札価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 最低価格により受注者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であると認められるときは、当該者の次に低い価格をもって入札をしたものを受注者とすることがある。
- (3) 最低価格で同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせて決定するものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格の制限に達した入札が無いときは、3回を限度とし、直ちに再度の入札を行う。ただし、最低制限価格を下回る入札者においては、(1)により再入札の権利を得ないものとする。3回目の入札後、予定価格の制限に達した入札がない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき、入札金額が予定価格に最も近い入札者と協議の上、随意契約を結ぶものとする。
- (5) 入札をしたものは、入札後、本要綱、仕様書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

14 質問

質問は下記期間内に質問書(様式2)により、メールにて行うこと。

質問受付期間：公示日～12月2日(金) 12:00まで

問合せ先：国内事業部 国内プロモーション課

前田・西村・大工廻

E-mail/okinawa_rw@ocvb.or.jp

※受け付けた質問事項は、入札参加事業社全てにメールにて共有いたします。

15 入札が無効となる場合

以下の(1)～(4)のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 参加資格の無いものを行った入札。
- (2) 同一業者が行った2以上の入札
- (3) 入札書の記載事項に誤記載又は記入漏れがあるもの。
- (4) 提出書類に所定の押印が無いもの。

16 その他

この要綱に定めのない事項については、沖縄県とOCVBが協議して決定する。

以上